

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値向上と収益の拡大を図るため、取締役会、監査役を中心とした経営の監督・監視機能を強化し、経営全体の迅速性と透明性を継続的に高めていくことが重要な責務であると考えています。そして、株主をはじめとするステークホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
四国興産有限会社	4,151,125	26.48
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 香港上海銀行)	1,272,833	8.12
ジェーピーモルガンチェース銀行380684 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	745,000	4.75
株式会社近畿大阪銀行	555,750	3.54
藤井 實	469,810	2.99
藤井 実広	469,175	2.99
藤井 訓広	469,075	2.99
エスケー化研共栄会	458,900	2.92
日本生命保険相互会社	413,750	2.63
ビービーエイチフォーフィデリティロープライスドストックファンド(プリンシパルオールセクターサブポートフォリオ) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	351,000	2.23

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

化学

直前事業年度末における(連結)従業員数

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

支配株主に関する事項について該当事項がないため、特記すべき事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長澤 啓三	その他											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長澤 啓三	○	独立役員に指定。 過去に在籍、業務執行していた機関と当社グループとは、資本的、取引その他の利害関係はありません。	経営の適正化及び監督・監視機能を強化するため。 行政職員としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な視点から当社の経営に適切に助言していただくため。 <独立役員の指定理由> 当社との間に特別な利害関係はなく、中立・公平な立場を保持していると判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に連絡会を持つことを通じて、お互いの監査計画・結果に関する情報・意見の交換を行って相互連携をはかり、監査の有効性と効率性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
本竜 坦道	他の会社の出身者													○
古越 浩二	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本竜 坦道	○	過去に在籍、業務執行していた会社と当社グループとは、資本的、取引その他の利害関係はありません。	経営の監督・監視機能を強化するため。金融分野での専門家及び監査役としての高度な見識と豊富な経験をもとに、客観的かつ中立的な視点から当社の経営監視に寄与していただくため。
古越 浩二	○	過去に在籍、業務執行していた会社と当社グループとは、資本的、取引その他の利害関係はありません。	経営の監督・監視機能を強化するため。金融分野での豊富な見識と長年の幅広い経験をもとに、客観的かつ中立的な視点から当社の経営監視に寄与していただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

3名

その他独立役員に関する事項

特記すべき事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

上記の施策につきましては今後の検討課題であり、現時点におきましては実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社の取締役及び監査役の報酬等の額(使用者兼務取締役の使用者給与相当額は含まれておりません)は、事業報告及び有価証券報告書において開示しており、その総額は2億28百万円(うち監査役報酬等は6百万円)であります。

なお、報酬等の総額が1億円以上であるものについては、有価証券報告書にて個別開示をしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度額を決定しております。なお、株主総会の決議による取締役の報酬年額は270百万円以内(使用者兼務取締役の使用者給与は含まない)、監査役の報酬年額は30百万円以内であります。

退職慰労金については、役員退職慰労金規程に基づき、役職別基本給に役職別在任年数及び係数を乗じた金額の合計に在任中の功績などを勘案して相当額の範囲内で算定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要な場合には監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くことができるものとする。

監査役は、取締役会に出席し取締役からその職務執行について報告を受けるものとする。また、監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めができるものとする。前記に関わらず、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることがあるとする。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

取締役会は社長が議長を務め7名で構成され、迅速に経営判断できるよう少人数で経営しております。経営上の重要事項は全て付議され、業績の進捗状況についても議論し、対策などを検討しております。

監査役は取締役会に出席する等、取締役の職務執行を監視できる体制にあります。取締役候補者の選任は、取締役会において選定しており、報酬は、株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度額を決定しております。

会計監査については、ひびき監査法人より監査を受けており、会計監査業務を執行した公認会計士は安岐浩一氏と富田雅彦氏並びに石原美保氏であります。

内部監査室では現在2名のスタッフが専任で内部監査業務にあたっております。内部監査室は、当社内部監査規程に基づき年次監査計画を立案し、社長の承認を得たうえで、業務監査、内部統制監査等を実施することを通じて、各事業所の内部統制について整備及び運用状況を評価・監視しております。

また、内部監査室は、監査役及び会計監査人と定期的に連絡会を持つことを通じて、お互いの監査計画・結果に関する情報・意見の交換を行つて相互連携をはかり、監査の有効性と効率性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

経営の適正化及び監督・監視機能の強化を図るために独立性のある社外取締役を選任しており、経営の効率性の向上、健全性の維持及び透明性の確保を目的とするコーポレート・ガバナンスを更に充実できると考えております。

社外監査役(東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定)が取締役会に出席する等中立的な立場から経営の意思決定と執行を監視しているため、監視機能が働いていると判断しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日3週間前の6月8日に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	随時説明会への参加や、アナリストとの面談に応じるなど積極的に対応しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	事業報告書(決算のご報告 年2回)を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスマニュアル等法令遵守に関する行動基準や行動指針を整備し、リスク管理委員会を設置しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、適切な内部統制システムを整備・運用するために内部監査室を中心とした内部統制プロジェクトチームを設置しており、その有効性を高めることによって一層の経営品質の向上を図るとともに、取締役会において内部統制の基本方針を次の通り決定しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスにかかるマニュアルを整備し、当社グループ(当社及び当社の子会社。以下、同じ)の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

当社グループの役職員は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には遅滞なく取締役会及び監査役に報告するものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社グループの損失の危険の管理については、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとする。

(2) 組織横断的に管理するリスク管理規程を定め、これに従い全体のリスク管理を行うものとする。

(3) 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

4. 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

5. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ各社における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき当社への事前協議・報告によるグループ各社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

(2) グループ各社は当社からの経営管理、経営指導内容に法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には遅滞なく当社の取締役会及び監査役に報告するものとする。

なお、前記報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底するものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要な場合には監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くことができるものとする。

また、当該スタッフは専ら監査役の指揮命令に従わなければならぬこととする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会に出席し取締役からその職務執行について報告を受けるものとする。また、監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めるができるものとする。前記に問わらず、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるとする。

(2) 監査役は、社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することにより、監査の実効性を確保できるものとする。

(3) 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に重大な影響を与える事実が発生した場合、あるいは予測される場合は、速やかに監査役に報告を行うこととする。

(4) 当社は、監査役がその職務執行について支出した費用は、当該費用が監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することとする。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。

(2) 代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

(1) 基本的な考え方

当社で定めている「コンプライアンスマニュアル」で行動基準並びに行動指針として明示している。反社会的勢力に対し利益供与をせず断固たる姿勢で臨むことを基本としています。

(2) 整備状況

当社は大阪府企業防衛連合協議会に加盟しており、同協議会にて開催される講演、研修会および懇談会等に参加し、情報収集を行っております。また、顧問弁護士や所轄警察とも適時連絡を取っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新

あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、平成28年5月10日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)の導入を決定し、平成28年6月29日開催の当社第60期定時株主総会にて、本プランの導入は株主の皆様により承認、可決されました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めております。

なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページ(<http://www.sk-kaken.co.jp>)をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

当社は、法令等の社会的規範を遵守した事業活動の徹底を図るとともに、経営の透明性を高めることを基本としています。そして、証券市場の公正性と健全性に資するため、重要な会社情報を投資家等に対して公平、性格かつ迅速に開示することが極めて重要な責務であることと認識しております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

- (1)当社では、会社情報の管理に関して経理部が事務局業務を担当し、統括管理者である経理部長代理を情報開示責任者として東京証券取引所に届け出ております。
- (2)当社は、東京証券取引所の定める適時開示規則により開示することが必要となる会社情報につき、決定事実及び決算情報については、取締役会の決議・決定が行われた時点、発生事実については、その発生を認識した時点で代表取締役社長へ報告する一方、速やかに開示しております。
- また、当社の会計監査人より隨時、助言及び指導を受けております。
- (3)TDnetへの登録等東京証券取引所との連絡担当は、情報開示責任者の管理下である経理部が行っており、投資家等からの開示情報に関する問い合わせへの対応も行っております。

